

名古屋市青少年交流プラザ自主活動推進事業実施要項

令和8年度 名古屋市青少年交流プラザ 作成

この要項は名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う自主活動推進事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

<趣旨>

- ・本事業は、“三層支援に基づく段階に応じた総合支援プログラム”の3-3「青少年の自主的な活動を支援するとともに、地域活動やまちづくりに貢献することを支援する」を念頭に進める。
- ・本事業においてプラザは、青少年が実現したいこと（やりたいこと）を下記対象事業につなぎ、事業を行うことで、プラザの来館者や地域・まちに対して貢献することを支援する。
- ・本事業は、一活動に向かって企画・運営するための取り組みとする。そのため、定例会をひらく必要のある内容の定まった長期的な内容は、部活動推進事業にて行う。
- ・本事業はプラザとの共催事業とする。

<対象事業>

・プラザは青少年による体験・交流の場を提供し、主体的な活動を促すという観点から次に掲げる事業を対象とする。

- ① 青少年の社会参加体験活動、その他の体験活動に関わる事業
- ② ユースボランティアの養成に関わる事業
- ③ 青少年相互の交流および青少年と他の世代との交流に関わる事業
- ④ 青少年の自立支援に関わる事業
- ⑤ 部活動推進事業で行う活動のうち、複数人の参加者を想定する企画であり、企画・準備・広報・運営を構成員が主となって行い、自発性・自主性のあると認められる事業（プラザが青少年に依頼した場合は含まない。）
- ⑥ その他、プラザが適切と判断したもの

・青少年の体験・交流の場となり、主体的な活動を実施することができるとプラザが判断したら可とする。

ただし、下記の項目については本事業として認めることはできない。

- ① 特定個人または団体の利益（売上）につながるもの
- ② 危険を伴うもの
- ③ 宗教、反社会的組織等に関係するもの
- ④ プラザに不利益となるもの
- ⑤ 部活動推進事業で行う活動のうち、プラザ主催事業への参加や出展
- ⑥ その他、プラザ事業として適切でないと判断したもの

・部活動推進事業の原則である「長期的かつ定期的な活動」の定着が困難なケースが多いことから、初回は本事業として取り扱う。また、2回目以降の開催についても、部員や参加者が集まらない、または部長の活動意欲に疑問があるなどの場合は職員判断で本事業として単発的な開催を促す場合がある。

<対象団体>

- ・本事業は、以下の条件を満たすこととする。

○団体の人数

- ・団体の構成員が1名以上
- ・自主活動を行うための集まりであること。
すでに別の機関で活動している団体は対象ではない。(例：大学のサークル)
また、その場合は本事業ではなく、プラザとの共催事業として行うことができる。

○年齢

- ・構成員が中学1年生～34歳である。
- ・団体の代表者が中学1年生～34歳である。
- ・18歳未満の者が団体の代表者および構成員となる場合は保護者の同意を必要とする。
(様式1)

<実施手続> (※別途資料1)

- ・本事業の実施を希望する対象団体の代表者は、プラザに対して事業実施希望日1か月前までに企画書(様式2)を提出する。また、実施に当たりプラザと代表者で打ち合わせをしなければならない。
- ・プラザは、前項の企画書の提出があった場合には事業が目的に即して実施されるよう指導・助言を行うとともに、その内容を審査し、審査結果を対象団体代表者に対して通知する。また、企画内容によっては希望に添えないことがある。
- ・事業終了後は、プラザを交えた振り返りを行うとともに、開催日から1週間を目安に報告書(様式2)を提出する。
- ・プラザは、本事業における企画の運営状況について検討した上で、企画運営を行う構成員に対し、活動にあたる補助として謝金を支払うことができる。
- ・本事業における必要備品、景品など、参加者に還元されるような材料費の執行については都度職員と協議する。

<その他>

プラザは、対象団体と共催で事業を実施する際に対象団体が希望する場合には次に掲げる対応を行うことができる。

- ① ユースクエア、青少年宿泊センター等の実施場所を確保
- ② チラシ作成における用紙の提供および印刷機の使用許可
(チラシ等のデザインは対象団体が作成し、プラザの確認・添削後に印刷すること)
- ③ 児童館や図書館等公共施設へのチラシ配架依頼
- ④ プラザのホームページ、SNSへのチラシや事業に関する記事等の掲載
- ⑤ 広報なごや等への記事掲載の依頼
- ⑥ 実施に必要な機材や物品の貸与

名古屋市青少年交流プラザ 部活動・自主活動推進事業実施要項

参加パスポート

令和 8 年度 名古屋市青少年交流プラザ 作成

いつも名古屋市青少年交流プラザへのご理解とご協力をありがとうございます。

こちらの“参加パスポート”は部活動と自主活動を行う全員に記入をお願いしています。

当施設での活動を行う中で緊急時の情報共有や、保護者様の参加同意を表すものになりますので、必ず記入し提出してください。疑問や不安なことがあれば気軽にお問い合わせください。

記入日： 年 月 日

参加する 活動名	
氏名	
連絡先	電話番号： メールアドレス： 緊急連絡先（ご家族など）：
生年月日	
所属 （任意）	例：〇〇学校〇年
写真撮影 同意	活動内で記録・広報用に写真を撮影し、広報媒体にて顔出して使用する場合があります。 未成年の方はご本人と保護者様でご相談の上、あてはまるものに○をつけてください。 同意する ・ 同意しない

15 歳以上の方は下記のどちらかに○をつけてください。

※ 登録するとボランティア情報のメール送信があり、活動により謝金が発生する場合があります。

ユースボランティアに 登録する ・ 登録しない

未成年（18 歳未満）の方は下の枠内を書いてもらい、提出してください。

保護者 氏名	印
保護者 連絡先	電話番号：

※当日、運営に参加する青少年の名前を別途一覧(紙面の場合は裏面)にまとめてください。

参加者年代	乳幼児	小学生	中学生	高校生	大学専門等	社会人	不明	計 名
正の字								
合計								

※報告書を記入し、職員と活動の振り返りを行ってください。

やりたいことがある

名古屋市青少年交流プラザに相談
(受付・TEL・HPの問い合わせフォーム)

やりたいことをカタチにするためにプラザで出来ることを提案

やりたいことを
多くの人にむけて行いたい

自主活動推進事業
に申請

実施希望日1か月前

- ・企画書提出(様式あり)
- ・職員との打ち合わせ

企画準備

職員と密に連絡をとる

活動当日

職員や仲間と情報共有し、
運営をする

ふりかえり

- ・今回行った企画をふりかえる
- ・次回企画や定例会など今後の活動を検討・設定

やりたいことを
人と共有したい

部活動推進事業
に申請

活動開始前

- ・計画を提出(様式あり)
- ・職員との打ち合わせ

活動初日

はじめは自主活動として承り、
定期開催できるように準備

やりたいことが
他の活動でできそう

すでにある活動に参加

企画委員会、部活動、
ユースボランティア等

見学・体験

か
活動日に参加

各事業の情報はコチラ↓

自主活動 要項



部活動 要項



Instagram ↓



今までの活動

ホームページ ↓



各事業を同時に複数参加することができる

- (例) ・部活動を行う中で自主活動をはじめる ・〇〇部にも△△部にも入っている
・◇◇部の仲間と別の部活動を立ち上げる